

議案第 97 号

甲府市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例
(甲府市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 甲府市道路占用料徴収条例(昭和 49 年 7 月条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

「	660円	「	800円
	1,000円		1,200円
	1,400円		1,700円
	590円		710円
	950円		1,100円
	1,300円		1,600円
	59円		71円
	6円		7円
	4円		4円
	580円		700円
	350円		430円
	1,200円		1,400円
	500円		600円
	3,800円		4,800円
	1,200円		1,400円

25円
35円
53円
71円
110円
140円
250円
350円
710円
1,200円
Aに0.005 を乗じて得た額
Aに0.008 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
1,900円
1,100円
1,200円
38円
380円
380円
3,800円
950円
38円
380円
38円
380円
3,800円
1,900円

別表中

を

30円
43円
64円
86円
130円
170円
300円
430円
860円
1,400円
Aに0.004 を乗じて得た額
Aに0.006 を乗じて得た額
Aに0.007 を乗じて得た額
2,400円
1,500円
1,400円
48円
480円
480円
4,800円
1,100円
48円
480円
48円
480円
4,800円
2,400円

に改める。

1, 200円
380円
120円
Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額
Aに0.005 を乗じて得た額
Aに0.008 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
Aに0.034 を乗じて得た額
Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額
Aに0.034 を乗じて得た額
Aに0.034

1, 400円
480円
140円
Aに0.009 を乗じて得た額
Aに0.017 を乗じて得た額
Aに0.004 を乗じて得た額
Aに0.006 を乗じて得た額
Aに0.007 を乗じて得た額
Aに0.025 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.009 を乗じて得た額
Aに0.022 を乗じて得た額
Aに0.009 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.022 を乗じて得た額
Aに0.031 を乗じて得た額
Aに0.025

を乗じて得た額
Aに0.015
を乗じて得た額
Aに0.024
を乗じて得た額
Aに0.034
を乗じて得た額

を乗じて得た額
Aに0.012
を乗じて得た額
Aに0.022
を乗じて得た額
Aに0.031
を乗じて得た額

」 」

(甲府市都市公園条例の一部改正)

第2条 甲府市都市公園条例(昭和32年12月条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2都市公園を占用する場合の表中

「

660円
1,000円
1,400円
590円
950円
1,300円
6円
4円
1,200円
500円
25円
35円
53円
71円
110円
140円
250円

を

「

800円
1,200円
1,700円
710円
1,100円
1,600円
7円
4円
1,400円
600円
30円
43円
64円
86円
130円
170円
300円

に改める。

350円	430円
710円	860円
38円	48円
950円	1,100円
500円	500円
380円	480円

」

(甲府市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 甲府市法定外公共物管理条例(平成13年12月条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中	120円	を	130円	に改める。
	80円		90円	
	660円		800円	
	1,000円		1,200円	
	1,400円		1,700円	
	590円		710円	
	950円		1,100円	
	1,300円		1,600円	
	59円		71円	
	6円		7円	
	4円		4円	
	3,800円		4,800円	
	25円		30円	
	35円		43円	
	53円		64円	
	71円		86円	
	110円		130円	
	140円		170円	
	250円		300円	

350円
710円

430円
860円

(甲府市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第4条 甲府市準用河川占用料徴収条例(平成24年3月条例第4号)の一部を次のように改正する。

「

120円
80円
660円
1,000円
1,400円
590円
950円
1,300円
59円
6円
4円
3,800円
25円
35円
53円
71円
110円
140円
250円
350円
710円

」

別表中

「

130円
90円
800円
1,200円
1,700円
710円
1,100円
1,600円
71円
7円
4円
4,800円
30円
43円
64円
86円
130円
170円
300円
430円
860円

」

を

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

道路等の占用料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。